

カスタマーハラスメントの実態調査へのご協力について（依頼）

高知市環境部廃棄物対策課

平素は、本市の市政運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、顧客や取引先等からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントへの関心が高まっており、令和7年6月11日には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、本改正によりカスタマーハラスメントの防止措置が事業主の義務となります（令和8年10月1日施行）。

こうした法制度の動きを踏まえ、高知市におきましても、より実効性のあるカスタマーハラスメント対策を進めるため、「高知市カスタマーハラスメント防止条例」の制定について検討を進めているところです。

本実態調査は、条例制定に向けた検討の基礎資料とするため実施するものであり、具体的な事例や課題を幅広く把握するとともに、実効性のある内容の検討に活用することを目的としています。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、各業界におけます現場の「生の声」をお聞かせいただきたく、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 調査内容

カスタマーハラスメントの発生状況や事業者が対策を進める上での課題等 計10問

2 回答方法

右の二次元コードもしくは下記 URL からご回答ください。

https://apply.e-tumo.jp/city-kochi-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21762

※紙の調査票を希望される場合は、問い合わせ先までご連絡ください。



【回答はこちらから】

3 回答期限

令和8年10月30日（金）まで

4 留意事項

- ・「選択形式」の設問は、該当する項目を選択してください。
- ・「自由記述」の設問は、自由にご記入ください。該当事例がない場合は「特になし」とご記入ください。
- ・調査の対象は、顧客から従業員に対するカスタマーハラスメントだけでなく、事業者間の取引に関係する者やフリーランス、ボランティアに従事する人等へのハラスメントも含まれます。
- ・回答内容は、個別の団体・企業等が特定されないよう配慮して取り扱います。

5 参考資料

- ・厚生労働省チラシ「令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！」
- ・厚生労働省ホームページ「あかるい職場応援団」



「あかるい職場応援団」

はこちら

- 実態調査の内容についての問い合わせ先
高知市 商工振興部 産業政策課 西森・鎌田
電話：088-823-9456
E-mail：kc-150600@city.kochi.lg.jp
- それ以外の問い合わせ先
高知市 環境部 廃棄物対策課 依光
電話：088-823-9427
E-mail：kc-181400@city.kochi.lg.jp